

平成29年4月1日施行

港区客引き行為等の防止に関する条例

客引き・スカウト行為は 条例違反!



禁止規定

【行為者への規制】

- ①客引き行為・客待ち行為の禁止(全ての業種)
- ②スカウト行為・スカウト待ち行為の禁止

【店舗への規制】

- ③客引き行為・スカウト行為を用いた営業の禁止

違反者 への措置

行為が是正されない場合は**過料(5万円以下)**及び**公表**(氏名・住所・店舗名・店舗所在等を港区ホームページで公表)を適用します。

規制区域

港区内全域の公共の場所
(道路、公園、広場、駅など不特定の者が通行し、又は利用する場所で公共の用に供されるもの)



港区
Minato City

港区客引き行為等の防止に関する条例

禁止規定① 客引き行為・客待ち行為(全ての業種)

客引き行為



通行人等不特定の者の中から相手方を特定して接近し、居酒屋、カラオケ、ガールズバー、マッサージ等の客となるように勧誘する行為

客待ち行為



客引き行為をする目的で、うろつき、たたずみ、たむろするなど、相手方となるべき者を待つ行為

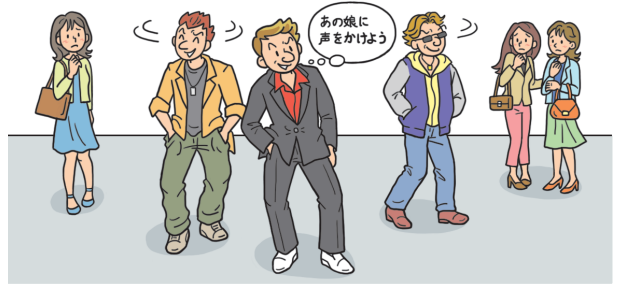
禁止規定② スカウト行為・スカウト待ち行為(性風俗、ホステス、AVへの出演等)

スカウト行為



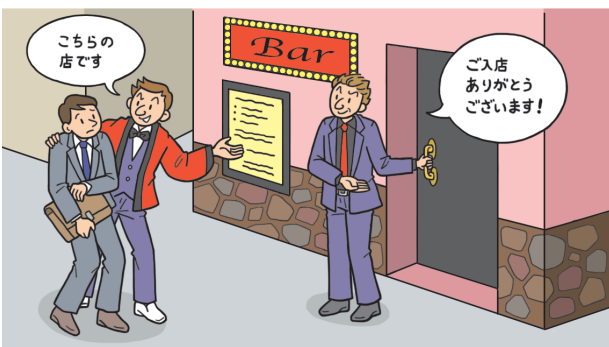
通行人等不特定の者の中から相手方を特定して、対象業種(性風俗、ホステス、AVへの出演等)で働くよう勧誘する行為

スカウト待ち行為



スカウト行為をする目的で、うろつき、たたずみ、たむろするなど、相手方となるべき者を待つ行為

禁止規定③ 客引き行為・スカウト行為を用いた営業の禁止



客引き行為を受けた客の受け入れの禁止
事業者は、上記①の客引き行為を受けた客を店舗等へ受け入れてはなりません。

スカウト行為を受けた人の受け入れの禁止
事業者は、上記②のスカウト行為を受けた人を店舗等で仕事に従事させてはなりません。

規制対象外の行為

- ・ 道路使用許可を得て、不特定多数の人に対してティッシュ・チラシ配りをすることは宣伝行為として規制の対象外です。ただし、道路使用許可を得ていても、上記①「客引き行為・客待ち行為」及び上記②「スカウト行為・スカウト待ち行為」に該当する行為を行った場合は規制の対象となります。
- ・ 店舗から不特定多数の人に対して「いらっしゃい、いらっしゃい」等と呼びかける行為は、特定の個人に対する行為ではないため、規制の対象外です。

